

前橋市監査委員公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、財政援助団体監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年1月17日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	藤	江		彰
同	富	田	公	隆

内 監

令和2年1月17日

前 橋 市 長 山 本 龍 様

前橋市議会議長 阿 部 忠 幸 様

前橋市監査委員

福 田 清 和

同

田 村 盛 好

同

藤 江 彰

同

富 田 公 隆

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、財政援助団体に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

財政援助団体監査結果報告書

1 監査対象団体

本市が補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体（財政援助団体）のうち、下記の団体を抽出し、関係する所管課と併せて監査しました。

前橋市公園緑地愛護会連合会（所管課：公園管理事務所）

ばら園まつり実行委員会（所管課：公園管理事務所）

2 監査期間

令和元年11月25日から令和2年1月17日まで

3 監査対象

平成30年度における当該団体への財政的援助に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて令和元年度も対象としました。

4 監査方法

あらかじめ提出を求めた補助対象事業等に関する監査資料に基づき、関係書類等を調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

（団体関係）

- ・補助対象事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・補助金等に係る収支の会計経理及び出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

（所管課関係）

- ・補助金額の算定、交付方法、時期及び交付手続き等は適正か。
- ・実績報告書等により補助金の効果及び条件の履行の確認が行われているか。
- ・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

5 監査結果

財政的援助に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各団体及び市所管課に対して改善等を指導しました。

(1) 前橋市公園緑地愛護会連合会（指摘事項1件）

ア 出納簿の作成について（指摘事項）

団体の出納事務において、現金出納簿が作成されておらず、日々の収支状況が確認できない状況であった。

金銭の出納についての出納簿を速やかに作成し、事故防止の観点からもチェック体制を整え、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(2) 公園管理事務所（前橋市公園緑地愛護会連合会）（指摘事項 1 件、要望事項 1 件）

ア 補助金等交付事務について（指摘事項）

前橋市公園緑地愛護会連合会への補助金において、概算払により補助金を交付しているが、交付申請時に概算払を必要とする理由書が提出されていないにもかかわらず、交付決定起案において概算払による交付を決定していた。また、概算払請求時に提出を受けた概算払理由書についても審査を行っていなかった。

補助金等交付規則、交付要項等にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 内部統制を機能させた会計事務の実施について（要望事項）

前橋市公園緑地愛護会連合会の運営において、団体の事務局を公園管理事務所内に設置し、本市職員が会計事務を行っているが、出納簿や一部の収入・支出命令書の作成漏れ、決裁手続きの不備や起案等の記載誤りなどが多数見受けられた。また、事務局長による出納状況の定期的な確認も行われていなかった。

団体の収入の大部分は本市からの補助金であり、事務局も公園管理事務所内に設置していることから、会計事務については公金に準じた事務処理を行う必要があると考えられるため、内部統制の徹底を図り、適正な事務処理に努められたい。

(3) ばら園まつり実行委員会（要望事項 1 件）

ア 団体の規約について（要望事項）

団体の規約において、委員及び役員の任期並びに会計期間を、当該規約実施の日から当年度ばら園まつりが終了し、決算報告を承認した日までとし、当該規約を毎年4月1日に定めて実施していた。また、5月中旬に開催される春のばら園まつりまでに行われる総会の位置付けが明確でなく、決算及び予算の審議結果を起案で報告していなかった。

団体の規約を毎年定める必要はなく、現状では、委員及び役員の任期並びに会計期間が年度間で重複し矛盾していることから、当該規約の規定内容を整理したうえで、総会の位置付けを明確にし、総会での審議結果を起案で報告するよう、適正な事務処理に努められたい。

(4) 公園管理事務所（ばら園まつり実行委員会）（指摘事項 1 件）

ア 補助金等交付事務について（指摘事項）

ばら園まつり実行委員会への補助金において、概算払により補助金を交付しているが、交付申請時に概算払を必要とする理由書が提出されていないにもかかわらず、交付決定起案において概算払による交付を決定していた。また、補助金額確定時に提出を受けた実績報告書についても審査を行っていなかった。

補助金等交付規則、交付要項等にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。